審議会　会議録

1　会議の名称	令和７年度富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議
2　開催日時	令和７年８月 18 日（月） 午後１時 30 分～午後３時
3　開催場所	富津市役所　大会議室
4　審議等事項	１　富津市児童虐待防止対策について ２　こども家庭センターについて ３　令和６年度児童虐待の状況について ４　令和６年度個別支援会議の報告について ５　令和６年度実務者会議の報告について （非公開） ６　各機関での対応事例等について （非公開）
5　出席者名	○出席委員 小野田隆博、中山淳子、平野巳貴、福原規之、 田内友臣、成田政勝、川島壱朗、大川洋子、 佐野恵美子（金井要委員代理）、佐京正範、 並木美幸、古関啓二郎、藤平慶子、磯部正史 ○事務局 吉田智一こども家庭課長、飛澤賢宏家庭相談係長、 圓川ひろみ主査、綾部冬菜社会福祉主事、 髙橋さくら社会福祉主事、正司理奈社会福祉主事、 酒井睦美家庭相談員、 岸幸枝母子・父子自立支援員兼女性相談員、 鈴木マユ美家庭教育指導員
6　公開又は非公開の別	公開　・　一部非公開　・　非公開
7　非公開の理由	富津市情報公開条例第２３条第１項第２号に該当
8　傍聴人数	０人（定員５人）
9　所管課	健康福祉部こども家庭課家庭相談係 電話　０４３９－３２－１６５６

令和７年度富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議

発言者	発言内容
事務局 （飛澤係長）	皆様こんにちは。 それでは、会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。本日お手元には、席次表と、追加資料であります「富津市要保護児童対策地域協議会のイメージ図」、啓発物資として、うちわとパンフレットを２枚配付させていただいております。 その他、事前配付資料につきましては、次第、令和７年度富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議配布資料（１）及び（２）を配付してございます。 なお、本会議は一部非公開としておりますことから、傍聴者の方の資料につきまして、配布資料（２）の 16 頁から 25 頁の資料は配布しておりませんのでご承知おきください。 全て、お揃いでしょうか。 ＜次第１　開会＞ それでは、ただいまから、令和７年度富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開会いたします。 本日は、ご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日、進行を務めさせていただきます、こども家庭課の飛澤と申します。よろしくお願いいたします。 初めに、本日の委員出席状況をご報告いたします。 委員名簿９番　金井委員の代理としまして、佐野様にご出席いただいております。 委員名簿 10 番　田中委員、15 番　鶴岡委員、17 番　森

	田委員ですが、所用のため欠席です。 　現時点で、古関委員と君塚委員は来られておりませんが、後ほど出席いただく予定となっております。 　したがいまして、18 名の委員の内、本日は 13 名の方が出席、１名が代理出席となりまして、出席委員が委員総数の 2/3 の 12 人を超えておりますので、富津市要保護児童対策地域協議会運営要領第３条第３項に規定により、会議が成立しておりますことをご報告致します。 　続きまして、会議の公開につきましては、富津市情報公開条例第 23 条第１項の規定により会議を公開することとなっておりますが、議題（５）以降は同条第１項第２号に該当するため、非公開とさせていただきます。 　本日、傍聴人がいないことをご報告いたします。 　なお、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承くださいますよう、お願いいたします。 　最後に、議題の中でご質疑等ございましたらマイクをお持ちしますので、挙手いただきますようお願いします。 　それでは、次第に沿って進めさせて頂きます。 　次第の２、会長挨拶でございますが本会議の会長であります小野田健康福祉部長から申し上げます。
小野田会長	＜次第　２＞ 　改めましてこんにちは。健康福祉部長の小野田でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。 　本日は、委員の皆様には、公私ともにご多用の中、またお暑い中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 　また、日頃、本市の児童福祉の推進に、ご理解・ご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

	さて、本協議会は、虐待を受けている子どもを始めとする、要保護児童、要支援児童、特定妊婦への適切な保護や支援を図るために設置される協議会でございます。 本市におきましては、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和６年４月から、こども家庭センターを設置し、虐待への予防的な対応を始め、子育てに困難を抱える家庭を対象に、切れ目なく、漏れなく対応を図っております。 後ほど担当からの説明にもありますが、児童虐待件数が増えており憂慮すべきことでありますが、一方で、各機関からの情報提供が増え、認知されてきた表れであるとも捉えております。 本日の会議では、児童虐待の未然防止、早期発見、また虐待を受けた子どもの保護や支援及びその家族への支援を皆様とともに取り組むため、委員の皆様から、様々な立場でのご意見を頂戴し、児童虐待防止及び適切な支援に向けた強化を図ってまいりたいと考えております。 結びに、委員の皆様方にはどうか、忌憚のない意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。
事務局 （飛澤係長）	続きまして、次第の３、委員及び職員紹介でございます。今年度より委員となられました方もいらっしゃいますので、事務局より委員の皆様及び職員の紹介をさせていただきます。
事務局 （吉田課長）	＜次第３＞ こども家庭課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

	私から、委員の皆様方及び事務局職員を紹介させていただきます。 お手元の配布資料（１）１頁にございます「富津市要保護児童対策地域協議会代表者会議委員名簿」をご覧ください。 「委員区分」「所属」「職名」「お名前」を本会議の会長、副会長の順、以降は名簿の番号順で、お読み上げますので、恐れ入りますがその場でご起立いただき、一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。 初めに、本会議の会長を務めます富津市健康福祉部健康福祉部長　小野田隆博委員です。 本会議の副会長を務めます富津市教育部　教育部長中山淳子委員です。 富津市健康福祉部社会福祉課　社会福祉課長　平野巳貴委員です。 富津市健康福祉部障がい福祉課　障がい福祉課長　福原規之委員です。 富津市健康福祉部保育課　保育課長　田内友臣委員です。 富津市健康福祉部健康づくり課　健康づくり課長　成田政勝委員です。 富津市教育部学校教育課教育センター　教育センター所長　川島壱朗委員です。 千葉県君津児童相談所　君津児童相談所長　大川洋子委員です。 千葉県君津健康福祉センター　君津健康福祉センター長　金井要委員の代理で出席をいただいております副センター長　佐野恵美子様です。 千葉県富津警察署生活安全課　生活安全課長　田中義文委員です。本日欠席でございます。

	富津市内児童養護施設　望みの門かずさの里　施設長佐京正範委員です。 千葉県中核地域生活支援センター　君津ふくしネット管理者　並木美幸委員です。 君津木更津医師会　望みの門木下記念学園クリニック医師　古関啓二郎委員です。 富津市私立幼稚園　明澄幼稚園　副園長　君塚善恵委員です。まだお見えになっておりません。 富津市公私立保育所（園）　飯野保育所　所長　鶴岡知子委員です。本日欠席です。 富津市民生委員・児童委員協議会　大佐和地区　主任児童委員　藤平慶子委員です。 木更津人権擁護委員協議会　富津市部会　会長　森田吉一委員です。本日欠席です。 富津市小中学校長会　富津中学校　校長　磯部正史委員です。 ありがとうございました。 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。 こども家庭課　家庭相談係長　飛澤です。 こども家庭課　こども家庭センター母子保健担当　保健師　圓川です。 こども家庭課　要保護児童対策地域協議会担当　社会福祉主事　綾部です。 こども家庭課　こども家庭センター児童福祉担当　社会福祉主事　髙橋です。 こども家庭課　子育ての話何でも聴きます窓口担当社会福祉主事　正司です。 こども家庭課　家庭相談員　酒井です。 こども家庭課　母子・父子自立支援員兼女性相談員岸です。

	教育部　生涯学習課　家庭教育指導員　鈴木です。 以上で委員の皆様方及び職員の紹介を終わります。
事務局 （飛澤係長）	それでは、富津市要保護児童対策地域協議会設置要綱第５条第４項の規定により「会長は、会務を総理し、協議会を代表する」と規定しておりますので、これより会議の議事進行は、会長にお願いいたします。
小野田会長	＜次第　４＞ それでは、これより会議の議事進行を務めさせて頂きます。 次第の４、会議録の署名人を指名させていただきます。 署名人は、福原委員と並木委員にお願いいたします。
小野田会長	＜次第　５＞ それでは、次第の５、議題に入ります。 「(1) 富津市児童虐待防止対策について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （飛澤係長）	それでは議題（１）の「富津市児童虐待対策」について、説明させていただきます。 配付資料（１）４頁をご覧ください。 富津市要保護児童対策地域協議会設置要綱です。 第１条にて、児童福祉法に基づき、要保護児童の適切な保護、または要支援児童、もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置すると規定しています。 第２条にて、協議会では、適切な支援を図るために必要な情報交換、支援内容の協議等の事務を所掌すると規定しています。

	５頁の第６条をご覧ください。 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議によって組織すると規定しています。 ここで、本日、机上にて配付しました「富津市要保護児童対策地域協議会のイメージ図」をご覧ください。 令和６年度以前は、協議会の枠組みの外に子育て支援連携ミーティングを設置していましたが、個人情報を共有する法的根拠を明確化するため、令和７年度以降は、協議会の実務者会議の中に、分科会として、児童虐待対応等連携ミーティング、子育て支援連携ミーティングという２つの会議体を位置づけました。 児童虐待対応等連携ミーティングでは、主に被虐待児童や特定妊婦を対象として、子育て支援連携ミーティングでは、虐待はないものの不登校や障がい等で支援検討が必要な児童等を対象として、情報交換や支援検討を行っております。 配付資料（１）12 頁をご覧ください。 協議会の運営要領です。代表者会議等について、運営の詳細を定めております。 16 頁をご覧ください。児童虐待対応等連携ミーティングの開催要領です。目的の最終段落をご覧ください。児童虐待を受けている児童等に対する情報共有、連絡調整及び支援方針を検討するために開催しております。３の開催日時に記載のとおり、開催日は、奇数月の第４月曜日です。５の参加機関にあるとおり、庁内の関係部局や児童相談所、君津健康福祉センター、富津警察署、児童家庭支援センター等にご参加いただいております。また、今年度から、君津ふくしネットやこどもの居場所を提供する希望塾からもご参加いただいております。 配付資料（１）24 頁をご覧ください。令和６年度から

	児童家庭相談システムを導入しました。システムから「児童記録票」を出力し、ケースの概要を把握する際の資料として活用しています。 配付資料（１）27 頁をご覧ください。虐待の疑いに関する連絡が市に入った場合、「緊急度アセスメントシート」を作成して、通報状況での虐待における緊急的な対応の必要性を確認します。 28 頁をご覧ください。併せて、「リスクアセスメントシート」を作成することで、対象世帯の児童を中心とした家庭環境状況のリスクを判断して、訪問等による調査方法など、初期対応方針を決定しています。 30 頁をご覧ください。これは、個別の事例について支援方針等を検討する、個別支援会議にて使用している会議票です。 32 頁をご覧ください。児童虐待対応等連携ミーティングで使用する情報共有シートです。このシートを児童毎に作成し、委員の皆様と協議をしています。 33 頁をご覧ください。ミーティングの前に、児童が所属している保育園や小中学校に情報提供書を記入していただき、情報共有シートへ落とし込んでいます。 34 頁をご覧ください。子育て支援連携ミーティング開催要領です。目的の最後の段落をご覧ください。①関係機関等が単独で支援をしている児童等、②こども家庭センターに相談等のあった児童等に対する情報共有、連絡調整及び支援方針を検討するために開催しております。２の開催日時に記載のとおり、開催日は、偶数月の第 2 火曜日です。参加機関は５に記載のとおりです。 配付資料（２）１頁をご覧ください。 令和７年４月に作成した「富津市こども計画」にて記載しております、児童虐待防止対策です。施策項目にあ

	るとおり、児童虐待に対する理解と認識の向上、児童家庭相談事業等を行っております。 ２頁の「児童虐待等対応フローチャート」をご覧ください。児童虐待対応フローチャートにつきましては、児童虐待において通報等を受け付けた場合にその後の支援の流れを一目でわかるようにしたものとなります。 3 頁の「富津市児童虐待等相談対応手順書」をご覧ください。富津市児童虐待等相談対応手順書につきましては、フローチャートで確認された対応方法の詳細について記載しております。詳細についての説明は省略しますので、後ほど資料をご確認いただきたく存じます。 関係機関の皆様、特に児童相談所や小中学校、保育園におかれましては、ご多用のなか情報共有シートの作成にご協力いただいておりますが、地域における支援連携には必須と考えることから、皆様には引き続き、ご理解とご協力を賜わりますようよろしくお願いいたします。 議題１の説明は以上でございます。
小野田会長	事務局の説明が終わりました。 ご質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。
委員	～質疑等なし～
小野田会長	特に無いようですので、「(2) こども家庭センターについて」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局 （飛澤係長）	それでは、議題（２）こども家庭センターについてご説明させて頂きます。 配付資料（２）５頁をご覧ください。１の背景・目的についての第２段落をご覧ください。

	今までは、児童福祉・母子保健の両機関が行う業務や機能には一定の重なりがあるにも関わらず、組織が別である為に、連携・協働を行う職員に負荷がかかったり、情報共有等が円滑にされにくい等、さまざまな課題が生じていました。 そのため、児童福祉法が改正され、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを設置することとなりました。 富津市においては、令和６年４月からこども家庭センターを設置しております。 ６頁をご覧ください。こども家庭センターの業務を記載しています。 （１）地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務としては、７頁のこども家庭センターのチラシや、８頁の子育ての話何でも聴きます窓口のチラシをつくり、小中学校や各種会議等で周知しています。 （２）支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務としては、虐待等があった家庭に対し、保健師と福祉部門の職員とが合同ケース会議を開催するなどし、必要な相談支援を実施しています。 （３）地域における体制づくりとしては、児童家庭支援センター「望みの門ピーターパンの家」や基幹相談支援センター「えこ」と概ね毎月会議を開催し、地域のニーズや社会資源の発掘等について、話し合っています。 ９頁「令和７年度こども家庭センターの形態」についてをご覧ください。 こども家庭センターの職員配置について提示しております。こども家庭課長の指揮のもと、児童福祉機能として社会福祉主事や相談員が、母子保健機能としては保健

	師が、情報共有しながら、個別の家庭に対応しております。 10頁、令和6年度こども家庭センター活動状況をご覧ください。 １「子育ての話何でも聴きます窓口」の活動状況です。この窓口では、「来庁相談・電話相談・メール相談」「出張相談」を実施し、子育てに関する悩み等をお聞きしています。 ２の「日中対応機関巡回訪問」につきましては、市内の児童が所属する機関である小・中学校、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、こども食堂、放課後児童クラブ、医療機関に巡回し、ニーズの掘り起こしや、市の事業等の情報共有等を行っております。 ３の「子育て支援連携ミーティング」につきましては、議題(１)でご説明したとおり、市内外の関係機関と支援対象児童の情報共有や支援方針の検討等を行っております。 表の検討児童数をご覧ください。ミーティングで協議する児童数について、令和6年度は112人と、令和5年度と比べて減少しております。 ４の「サポートプランの作成件数」をご覧ください。こども家庭センターでは、支援対象者の課題と解決のため、ニーズに沿った支援方針を作成する過程で、対象者自身が、自らの課題と利用できる支援内容を理解し、支援内容を見直すこと、また、関係者が支援内容を共有して効果的な支援を実施するために、サポートプランを作成しています。イメージとしては、介護保険におけるケアプランに近いと思っていただければと存じます。作成したプランは、児童の保護者に手渡ししており、令和6年度の作成件数は5件でした。

	議題（２）の説明は以上でございます。
小野田会長	事務局の説明が終わりました。 ご質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。
委員	～質疑等なし～
小野田会長	特に無いようですので、「(3) 令和６年児童虐待の状況について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局 （綾部社会福祉主事）	それでは、議題（３）の令和６年度児童虐待の状況について、説明させていただきます。 配布資料（２）の 12 頁にあります「令和６年度児童虐待相談の状況について」をご覧ください。 当資料の数値は、毎年４月に厚生労働省において行われる福祉行政報告例調査において、君津児童相談所・富津市で相談対応をした件数の年度別報告数値を使用しております。 また、１の児童虐待相談件数の推移ですが、令和６年度の千葉県（県の６児童相談所における件数）につきましては、現在集計中であるため、未記入でございます。 富津市で取り扱った件数といたしましては、令和６年度は 104 件（前年比 231%）と前年度と比べ 2 倍以上増加しているところでございます。 なお、13 頁内のグラフ「富津市　虐待相談受付件数（H22～R６推移）」のとおりですが、富津市ではR６年が過去最高値となっており、初めて 100 件を超えた状況となっております。 これは、保育園等の児童福祉施設、学校等、家族親戚、児童本人からの通報が昨年と比べて増えていることが要

	因と捉えております。 　また、お手元の資料にはございませんが、過去３年間の児童虐待相談件数と子育て支援連携ミーティング対象児童実人数をあわせた数値の推移をお伝えしますと、Ｒ４年度が 183、Ｒ5 年度が 188、Ｒ6 年度が 216 でして、年々児童家庭の取り扱いケースが増加していることが数値より読み取れます。 　続きまして 12 頁の２　令和６年度虐待受付状況をご覧ください。 　（１）虐待の内容別の件数は、富津市は、身体的虐待 34 件、性的虐待５件、心理的虐待 47 件、ネグレクト 18 件といった内訳となります。 　割合を示したデータは、13 頁のＲ6 富津市虐待種別でございまして、割合が高い順にお伝えすると、１位が 45％の心理的虐待、２位が 33％の身体的虐待、３位が 17％のネグレクト、４位が 5％の性的虐待となっております。 　資料にはございませんが、参考としてＲ5 の虐待内容別の件数をお伝えすると、身体的虐待が 14 件、性的虐待が１件、心理的虐待が 25 件、ネグレクトが５件でして、割合の高い順でお伝えすると、１位が心理的虐待の 56％、2 位が身体的虐待の 31％、３位がネグレクトの 11％、４位が性的虐待の２％となっています。 　Ｒ5・Ｒ６を比較しましても、割合の高さの順位に変わりはなく１位が心理的虐待、２位が身体的虐待、３位がネグレクト、４位が性的虐待となっております。 　（２）主な虐待者の件数は、富津市では、実父 47 件、実父以外の父６件、実母 41 件、その他 10 件となっております。 　なお、その他の内訳は、「祖父母」によるものが５件、

	「保護者の内縁のパートナー」が５件となっております。 （３）被虐待児の年齢につきましては、（３）一番右の合計欄をご覧ください。富津市は３歳未満が９件、３歳から学齢前が 33 件、小学生が 49 件、中学生が 13 件、高校生他が０件となります。 資料にはございませんが、参考として Ｒ５年度の数値をお伝えすると、3 歳未満は 11 件、3 歳から学齢前は 9 件、小学生は 17 件、中学生は 4 件、高校生他は 4 件です。 Ｒ５、Ｒ６を比較しますと、「3 歳から学齢前」「小学生」「中学生」の虐待相談件数が顕著に増加していることが読み取れます。 続きまして、（４）の表をご覧ください。 富津市では、児童相談所経由が 51 件と最も多く、こちらの相談ケースへの支援対応は児童相談所所管となりますので、市では児童相談所から求められた事項の情報提供等を行っております。 議題（３）についての説明は以上でございます。
小野田会長	事務局の説明が終わりました。 ご質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。
委員	～質疑等なし～
小野田会長	特に無いようですので「(4) 令和６年度個別支援会議の報告について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。
事務局 （綾部社会福祉主事）	議題（４）令和６年度個別支援会議の報告について、ご説明いたします。 配布資料（２）の 14 頁をご覧ください。

	個別支援会議は、富津市要保護児童対策地域協議会設置要綱第９条により、個別の支援対象児童等に対する具体的な支援を検討するため、適時開催される会議でございます。 令和６年度の当市の個別支援会議開催回数は 37 回であり、対象児童は 26 人となります。 個別支援会議では、支援対象児童等の共通理解・短期目標・長期目標・各機関の役割・次回の会議開催予定、などについて検討を行っております。 議題（４）の説明は以上となります。
小野田会長	事務局の説明が終わりました。 ご質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。
委員	～質疑等なし～
小野田会長	特に無いようですので、以上で議題（４）を終了します。 ここからは個人情報が含まれる非公開の会議となります。 ～以降非公開～